

平成 23 年度

下仁田町環境基本計画年次報告書

平成 25 年 3 月

群馬県甘楽郡下仁田町

1. はじめに

下仁田町環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間としています。

本書は、基本計画の第5年次（平成23年度）の取り組み状況について報告書にまとめたものです。

基本計画では10年間の内に行うべき具体的な施策の構成を8つの柱として、それぞれの計画に目標と達成の目安を定めており、これに向けた取り組みを展開することとしています。（表1参照）

■環境回復に向けた放射線量低減について

平成23年3月11日に発生しました、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射能物は250km離れた当町にも飛散していることが確認されており、環境大臣の承認を受け「下仁田町除染実施計画」に基づき環境回復（測定調査、除染工事等）に取り組んでおります。

平成25年度につきましても、放射線量低減作業を実施させていただきたいと存じますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

表1 8つの具体的施策

計画の柱	計画の目標	達成のめやす
1. 水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・水源のまちとして水環境の浄化を進める。 ・良質な水道水源を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置整備事業の推進 50～100基／年 ・河川の水質は基準値を超えない。
2. 山林・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・優良林地を増やす。 ・農地の有効活用をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放置状態にある山林を減らす。 ・遊休農地を減らす。 ・遊休農地を活用した「自然観察型公園」を新設する。
3. 自然・生きもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や動植物の保全の仕組みをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動植物、および生育・生息地を指定する。
4. ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量のための工夫をする。 ・ごみの分別とリサイクルを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・美化活動を定例化する。 ・生ごみ処理機を普及させる。 ・紙・容器包装プラスチックを分別対象とし、燃やすごみの資源化率を高める。
5. 省エネ・省資源	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーを進める。 ・省資源のための取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房は28℃、暖房は20℃の設定を保つ。 ・町内全体で消費する電力を削減する。 ・マイバッグ運動を定着させる。
6. 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・美しいまち並みを守るための取組を進める。 ・美しい農村風景を守るための取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観整備重点地区（仮称）を設定する。 ・緑化コンクールを実施する。
7. 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・公害のない町づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制の遵守を徹底する。
8. 環境への意識	<ul style="list-style-type: none"> ・大人の環境に対する意識を高める。 ・子どもの環境教育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関するイベントを年1回開催する。 ・環境に関わる活動に、全町民・事業者・行政が何らかの形で参加する。

2. 基本計画第年次（平成23年度）の取組

2-1. 水環境への取組

町では定期的に河川の水質を監視する目的で年2回の水質検査を継続しています。（表2、3参照）その結果、主な項目（生活環境項目）中、pH・SS・BOD・Do はほぼ全地点において環境基準を満足していますが、大腸菌群数においては冬期の上流部を除く地点で満足する結果が得られません。

群馬県の生活環境に関する環境基準（鍬川＝A類型）					
略称	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
項目	水素イオン濃度	浮遊物質量	生物化学的酸素要求量	容存酸素量	大腸菌群数
基準値	6.5以上 8.5以下	25mg/l以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下

▼表2 河川水質調査結果（夏期）

調査年	鍬川（不通橋）					鍬川（八千代橋）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.5	0.9	0.6	9.1	3,300	8.4	1.9	0.8	9.1	7,900
2007	7.9	2.5	0.5	9.0	1,100	7.9	2.5	0.9	9.0	3,300
2008	7.9	2.2	1.0	8.5	7,900	7.9	2.0	<0.5	8.8	7,900
2009	8.4	3.0	1.2	8.6	4,600	8.4	4.0	1.3	8.3	2,200
2010	7.9	14	1.0	8.7	1,300	7.8	15	1.0	8.7	1,400
2011	8.0	1.0	<0.5	8.3	4,900	8.0	2.0	0.7	7.9	7,900
2012	8.3	<0.1	<0.5	8.6	3,300	8.2	1.0	0.5	8.7	7,000

調査年	鍬川（安導寺）					鍬川（本宿）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.6	1.2	0.6	9.8	1,700	8.1	1.3	0.5	9.1	1,400
2007	7.8	2.5	<0.5	9.0	3,300	7.8	2.5	<0.5	8.9	4,900
2008	7.9	2.0	<0.5	8.8	11,000	7.7	4.3	<0.5	8.6	4,900
2009	8.2	6.0	0.9	8.7	2,400	7.9	18	0.7	8.6	7,900
2010	7.8	15	0.5	8.7	3,300	7.9	13	0.5	8.7	4,900
2011	8.0	1.0	0.5	8.1	49,000	8.0	2.0	<0.5	8.7	3,300
2012	8.1	1.0	0.8	8.9	3,300	8.0	1.0	<0.5	8.8	7,000

調査年	南牧川（長源寺橋）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.3	2.1	0.8	8.8	11,000
2007	7.9	1.3	<0.5	9.1	4,900
2008	8.0	0.4	<0.5	8.7	17,000
2009	8.7	2.0	1.0	8.4	1,400
2010	7.9	5.0	0.6	8.6	400
2011	8.4	<1.0	0.6	8.0	1,300
2012	8.3	<1.0	<0.5	8.8	4,600

▼表3 河川水質調査結果（冬期）

調査年	鍬川（不通橋）					鍬川（八千代橋）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.2	1.9	0.9	13	7,900	7.8	5.4	2.0	13	240,000
2007	7.9	9.2	1.9	11	7,900	7.7	5.6	3.1	11	7,900
2008	7.8	2.3	0.5	12.3	4,600	7.8	5.4	2.7	11.7	2,600
2009	7.9	<1	0.6	12.2	4,600	8.0	3.0	1.3	12.0	13,000
2010	7.8	<1	0.5	12.0	17,000	7.6	2.0	1.1	12.0	49,000
2011	8.2	1.0	0.6	12.0	2,800	7.8	5.0	1.6	11.0	130,000

調査年	鍬川（安導寺）					鍬川（本宿）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.1	<0.5	0.5	14	3,300	7.8	2.1	<0.5	12	1,700
2007	7.8	0.9	0.6	11	3,300	7.8	6.3	0.7	11	790
2008	7.8	0.7	<0.5	12.3	790	7.8	1.1	<0.5	11.9	790
2009	8.0	<1	<0.5	12.9	700	7.8	1.0	<0.5	12.1	330
2010	7.9	<1	<0.5	12.0	2,200	7.8	<1	<0.5	12.0	920
2011	8.0	1.0	<0.5	12.0	3,300	7.8	<1	<0.5	11.0	490

調査年	南牧川（長源寺橋）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.2	1.4	0.8	13	3,300
2007	7.9	2.9	2.9	11	14,000
2008	7.9	1.5	0.7	11.7	3,300
2009	8.4	<1	0.6	12.2	490
2010	8.1	<1	1.3	11	11,000
2011	8.0	1.0	0.6	11.0	4,900

▼[図1] 森沢橋及び八千代橋における大腸菌群数の推移(冬期)

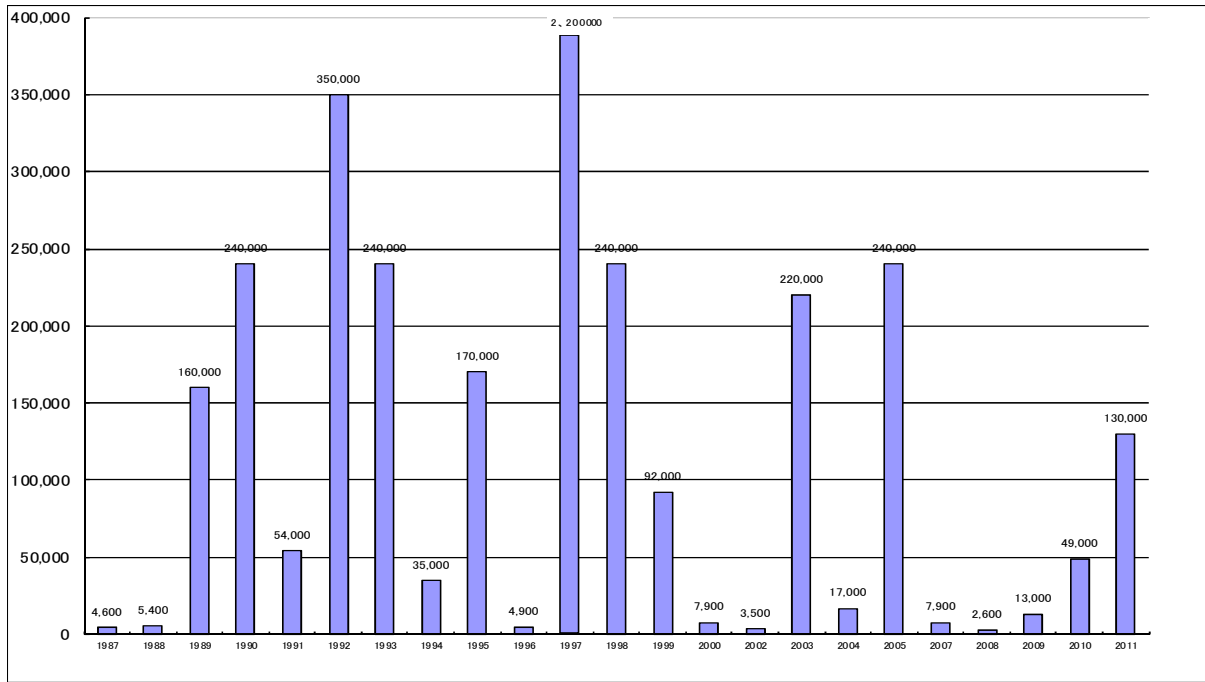


図1は市街地内(八千代橋)にある観測地点での大腸菌群数の経年変化を示しています。

この図で表されているとおり、この地点においては環境基準(1,000MPN/100ml以下)を満足する年度はありません。年度で大幅なばらつきがあり特定できる確実な原因は定かではありませんが、暖冬の年に値が高い傾向があります。

特に平成9年度(1997年)が著しく高い数値となっていますが、はっきりした原因はわかっておりませんが、河川の水温や水量の減少も何らかの影響と考えられます。

次の図2は鑄川における市街地の上流・市街地内・下流のBOD値(生物化学的酸素要求量)を年度ごとに示したものです。

▼[図2] 鑄川の汚れ(DOB)をみる

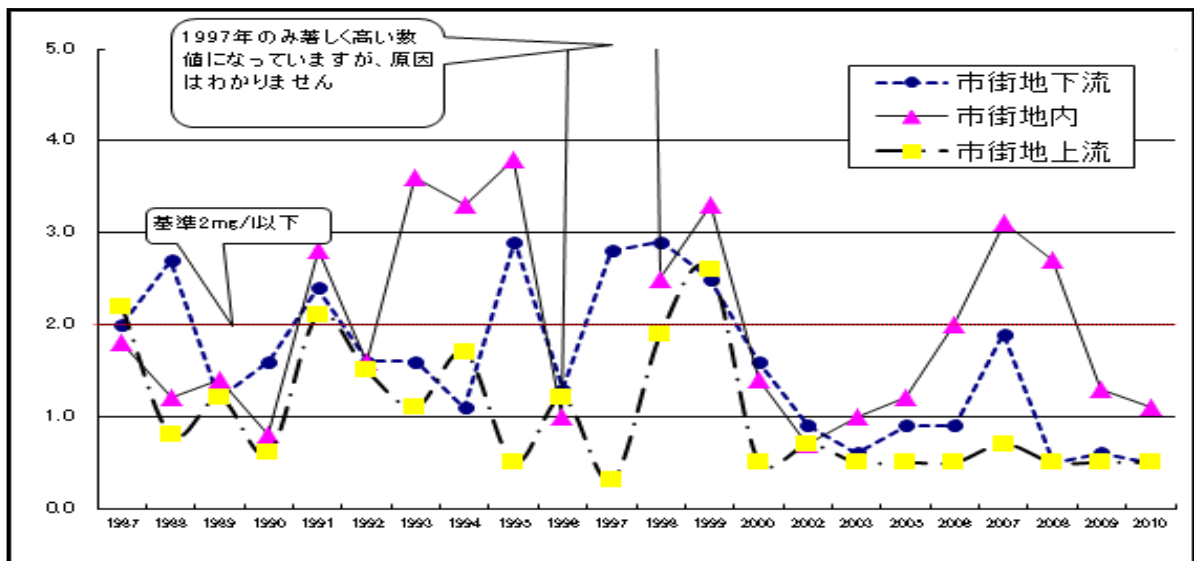


図2からは、上流部に比べ市街地内及びその下流部の数値が悪くなる傾向があります。

これは自然環境に由来する河川の汚れに加え、各家庭から排出される生活雑排水の流入量が人口密集地で増加し水中の微生物の活動が活発になることが、その要因のひとつと考えられます。

このことから、水環境の保全のためには家庭から排出される生活雑排水への対策が必要不可欠といえます。

町では平成19年度まで個人が設置する合併浄化槽に対して補助を行ってきましたが、これはいわゆる「個人設置」に対する補助制度であり、計画的な設置件数の増加が見込めない制度であることから、平成20年度から町が計画から設置までを一貫して行う「市町村設置」型に転換しています。

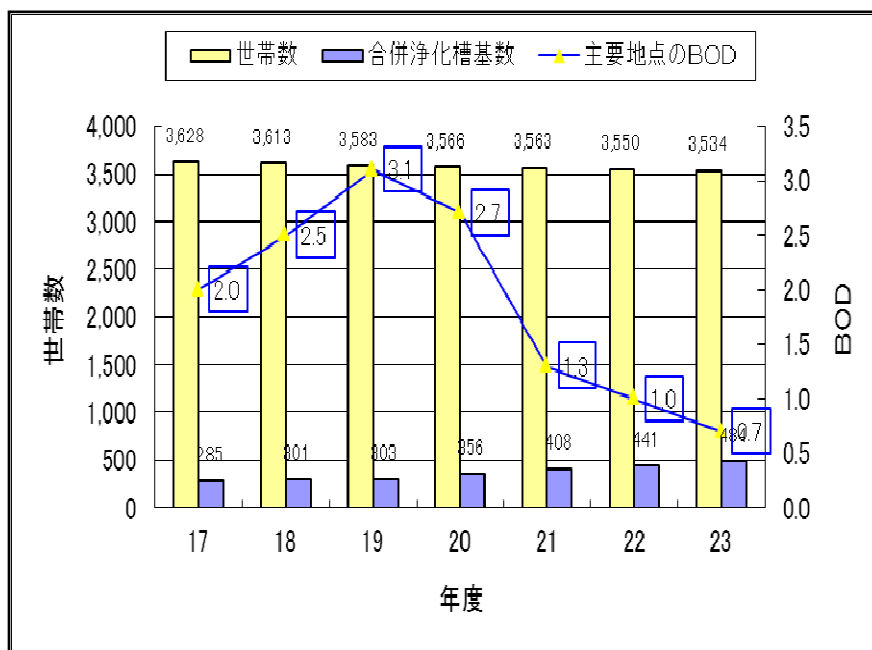
しかしながら、浄化槽の設置基数は年々増えてはいますが、町全体の戸数と比較すると決して多くはありません。

平成23年度9月末現在の世帯数3,534世帯に対し合併処理浄化槽設置基数は484基（普及割合16.69%）、これに対して単独処理浄化槽設置基数は1,644基（普及率46.51%）であり、依然くみ取り（1,437世帯・普及率40.66%）若しくは単独処理浄化槽の割合が高い状況です。

現在の合併処理浄化槽の設置数だけでは河川水質に良い影響を与えていると言いきれないことは、図3からみても明らかです。

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽を比較した場合、包括的に処理する分だけ合併処理浄化槽の方が効

果的であることから、早い機会に合併処理浄化槽への転換が必要です。



▲[図3]主な観測地点におけるBODと町内浄化槽設置数
(世帯数・浄化槽数は各年度9月末日現在数)

平成23年度の市町村設置型設置基数は、前年に引き続き個人が負担する設置負担金を減額しましたが、43基/年（前年度10基増）であり、本計画で定めている達成目標（50～100基/年）に達しておらず、河川水質保全のためには更なる普及促進が必要です。この市町村設置型事業の現状は希望者を募ったうえで町が工事を行っており、個人設置型補助とあまり変わらない受け身の施策とな

っています。

現行のままでは設置基数を計画どおり増やすことは難しいと考えられ、今以上の設置基数増加を見込むためには地域を指定するなど、施策として設置促進する必要がありますが、町民のご理解とご協力が必要とされています。

現在、町のごみ分別によると廃食用油は燃えるごみとして焼却処分されることとなっています。しかし、燃えるごみとして排出できるようにするための手間を惜しみ、そのまま排水口に流してしまっているケースも考えられます。

こうした直接放流は、環境に与える影響が大きいことから、廃油を石鹼としてリサイクルする取り組みも行われています。

石鹼に再加工すれば、河川に流入しても油のままではより自然浄化しやすいことが知られています。また、燃やさずに再利用できることから資源の有効活用といった観点からみても大変有効だと言えます。

このようなことから、下仁田町商工会女性部では廃食用油を持ち寄り石鹼化する取り組みを毎年継続的に実施し環境保全に取り組んでいただいております。

また、平成23年度健康祭において、家庭用廃油を回収するコーナーを設置し好評を得ました。ここで回収された廃油は、下仁田町商工会女性部に引き渡され、廃油石鹼として生まれ変わり、各種イベント等で販売されて好評を得ています。

2-2. 山林・農地への取り組み

ネギと蒟蒻の特産のイメージが強い農業は、高齢化や担い手不足により遊休農地の増加が懸念されています。

また、町面積の85%を占める山林についても、不在地主(組合員1,440人中25%が町外所有者)状態の深刻化や、世代交代などにより親から相続しても、その山林の場所が分からないなど、山林は放置状態にあるのが現状です。

今後は、このような放置状態の森林をどのように減らしていくかが大きな課題となっており、行政や地元森林組合が中心となった取り組みを引き続き実施していくことが必要とされています。

【近年の成果】

- ①平成19年9月の台風9号の影響で山林の荒廃が一層すすむと同時に、作業道が崩壊するなど森林整備のための環境が悪化したため、その復旧作業を実施。
- ②放置状態にある山林を良好な状態にするため、林業事業者が負担する林業従事者の社会保障等に要する経費の一部を町が補助するなど様々な支援。
- ③木の価値を少しでも上げることを目的として、県が行なっている「ぐんまの木で家づくり支援事業」により補助を受けた方を対象に、町独自の上乘せ補助。
- ④馬山地区の私有林所有者が共同して民間企業との間で森林施業契約を結び、所有者の持ち出し無しで間伐を実施することに成功し、山林の手入れ

の一形態が確立。

農地についても遊休農地の有効活用を目指し次のような試みを実施していますが、今後も県と町が中心となり問題解消に向け引き続き対策を講じていきます。

【近年の成果】

- ① 試験的に遊休農地に和牛を放牧し雑草を食べさせることで荒廃農地の解消や高騰する牛の飼料代問題の解消の取り組み。
- ② 地域住民が共同して、農地・農業用水等資源の良好な保全や環境の向上を図る取り組み支援や、農業後継者の確保と育成を図るため認定農業者制度の普及や家族経営協定締結の推進。

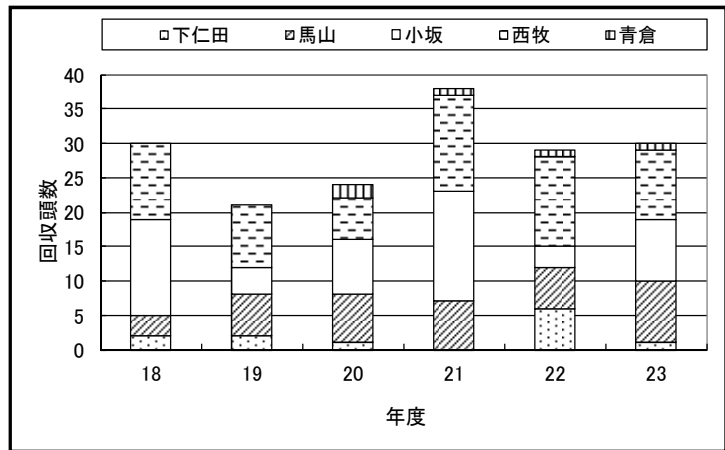
2-3. 自然・生きものへの取り組み

主な取り組みは、農作物被害に対する有害鳥獣駆除等で、生き物の保護政策としての目立った取り組みは行なわれていません。

図4は、町内の公共の場所で死亡した野生動物の回収数を示したものです。

この野生動物の死亡回収の大部分は当町の主要な道路である国道254号で自動車に引かれた小型動物（タヌキやハクビシン等）ですが、近年、夜間に大型トラック等に激突する大型動物（シカ、イノシシ等）の事故が急増しており、運転者人身事故が懸念されています。

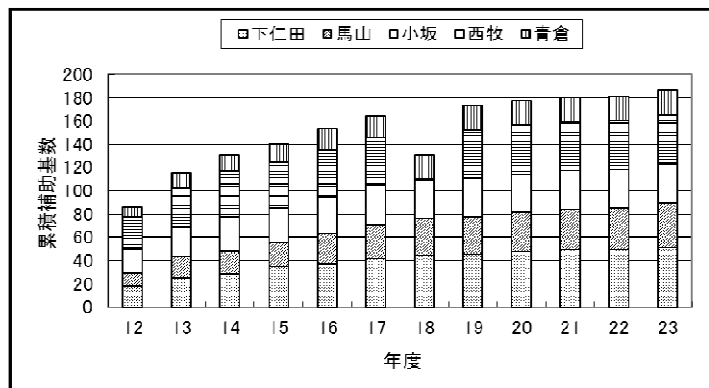
また、このような大型動物の死骸が国道に置き去りにされた場合に大きな交通事故につながる恐れもあり、早急の死骸撤去が求められますが、夜間国道での動物死骸撤去は作業員へ危険が及ぶため、一時道路脇に除けておき、夜が明けてから死骸撤去作業としています。



▲【図4】町内公共の場所で回収した野生の死亡動物数

2-4. ごみの減量への取り組み

私たちが生活するうえで必ず出るものが「ごみ」であり、これをいかに減らすかが現代社会における大きな課題となっています。このようなことから、ごみ減量への第一歩として生ごみ処理機を購入



▲【図5】生ごみ処理機の普及状況

した方への補助（本体価格の1/2で最大25,000円まで）を継続しました。

生ごみ処理機は、生ごみを乾燥・減量化することで、家庭菜園等の肥料として再利用でき、仮に燃えるごみとして排出する場合でも燃えやすくなるというメリットがあります。

しかし、生ごみ処理機の補助実績は平成20年度4基、平成21年度3基、平成22年度1基、平成23年度は5基でしたが、今後も普及のための補助事業等を実施していきます。

図6は、地区や団体が行なう廃品回収（有価物集団回収）に対する補助の実績です。この集団回収は、ごみの減量化と資源の有効活用に貢献しています。

集団回収量が平成18年度に大幅に減少しているのは、平成18年度予算の都合上、学校に対してのみ補助金を交付した（上限設定有り）ために回収量が大幅に減少したものです。

平成19年度以降は、補助単価の減額（8円→5円）はしたものの制度としては復活しています。

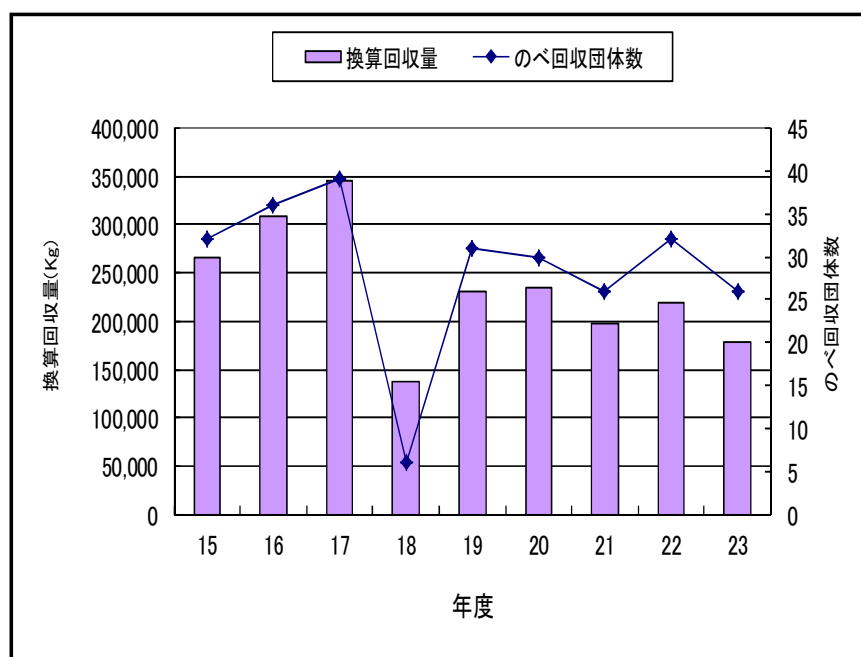
しかし、一度回収しなくなっただけで、そのまま再開しない団体もあり、回収団体数・回収量とも平成17年度なみまでは回復していません。

また、平成24年度からは小学校4校が1校に統合されることにもない、各小学校PTAが中心となって実施していた集団回収活動の衰退が懸念されます。

このようなことから、区長会議で回収参加の呼びかけや、新たな参加団体を募っておりますが、高齢化等により新たな団体の発掘にはいたっておりません。

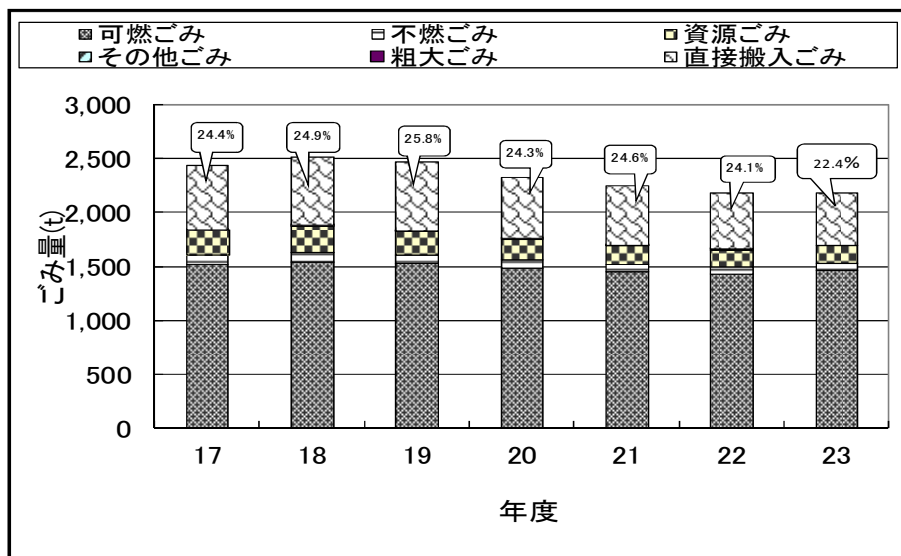
図7は、ごみ排出の様子を年度別に示したものです。この図からは、ごみ排出総量はやや減少傾向にあるものの、燃えるごみ排出量にはあまり変化がない様子や、直接搬入ごみ量が一貫して全体の4分の1程度を占めている様子がうかがえます。

直接搬入した場合、200kg/月未満であれば排出に係る費用が無料であり、町指定ごみ袋を使用する必要もないため、あえて持ち込んでいる町民が存在するものと思われま



▲【図6】有価物集団回収の推移

直接搬入であっても処理費用がかかることに変わりはないので、直接搬入ごみに関しても何らかの課金をしなければ、指定袋を使いステーションに排出している住民との均衡が保てないことから、是正のための何らかの措置が必要とされます。

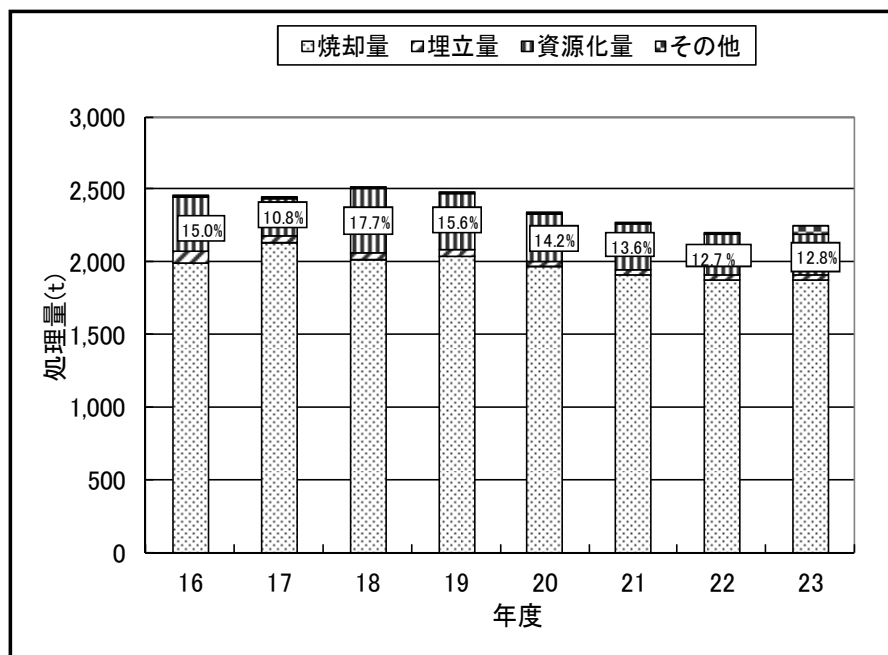


▲【図7】ごみ排出の様子

ごみ排出総量に比べ、燃えるごみ量にあまり変化が見られないということは、逆にいえば排出総量に占める燃えるごみ量が増しているということであり、ごみ減量化や資源化の観点からあまり良いこととは言えません。実際の処理の様子を図8に示します。

図8からも、ごみ総量に比べて焼却されている量の比率が上昇している様子が分かります。逆に資源化される量は平成18年度をピークに減少している様子がうかがえます。

ごみの分別方法を見直すなどして、資源化量を増やし、焼却されるごみ量を減らす努力が求められます。



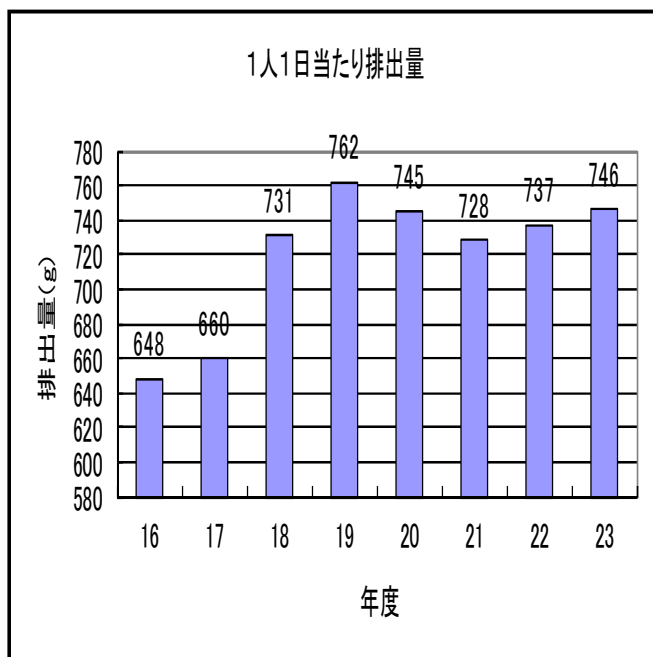
▲【図8】排出されたごみの処理別量の推移

図9で一人一日あたりのごみ排出量を見ると、平成19年度までの増加傾向から一転し、微減傾向にありましたが、平成22年度からは増加傾向となっています。このことから、減量化・資源化をさらに推進し、ごみ排出量そのものを減らす工夫も必要になります。

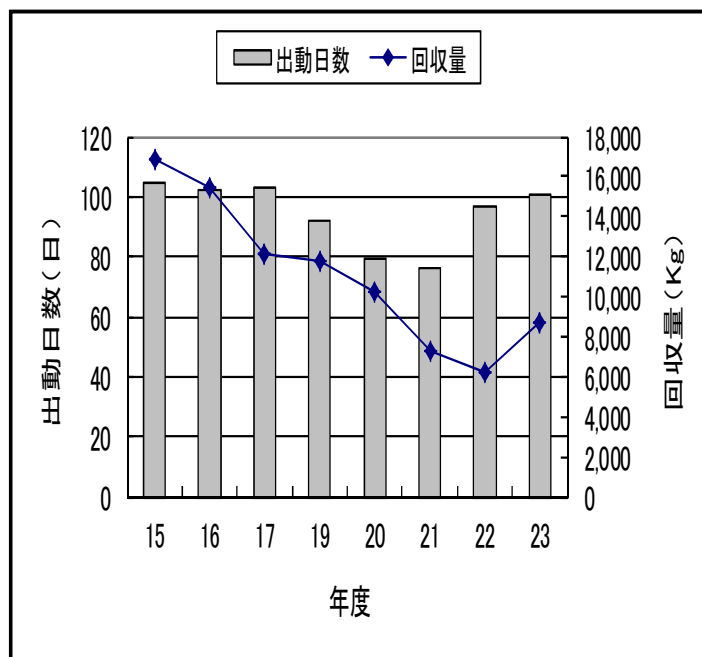
また、家庭から出るごみ以外では、道路上へのポイ捨てや不法投棄が問題となっていますが、ボランティア団体などが清掃活動やごみ拾いを行ない景観美化に努めるほか、町がシルバー人材に委託し週2回(火・金曜)実施している、美化パトロ

ールの巡視、回収を引き続き実施しましたが、長野県境の内山パイパスを中心にポイ捨てが頻繁に続いておりドライバーのマナー改善が必要とされています。

しかしながら、不法投棄対策として法投棄監視をうたったマグネットシートを町全庁用車に貼付し、「監視している」ことを促すことにより、ポイ捨ての抑止に努める他、富岡警察署下仁田分署とも連携し不法投棄行為者を特定する努力をするなど、投棄を許さない体制づくりに取り組みました。



▲【図9】一人一日あたりのごみ排出量の推移



▲【図10】美化パトロールの実績

2-5. 省エネ・省資源への取り組み

私たちの生活は、化石燃料に依存する割合が非常に高いものとなっていますが、このまま化石燃料を使い続ければそう遠くない将来、この地球上から化石燃料が無くなる日が来るとされています。

図11は経済産業省がホームページで公表している、我が国の一次エネルギー国内供給の推移を示したものです。この図からは、石油を起源としたエネルギーが、依然としてエネルギー全体の約半分を占めている様子がわかります。

▼[図 11]我が国の一次エネルギー国内供給の推移

出典：経済産業省 HP > キッズページ > 環境・エネルギー

<http://www.meti.go.jp/intro/kids/ecology/15.html>

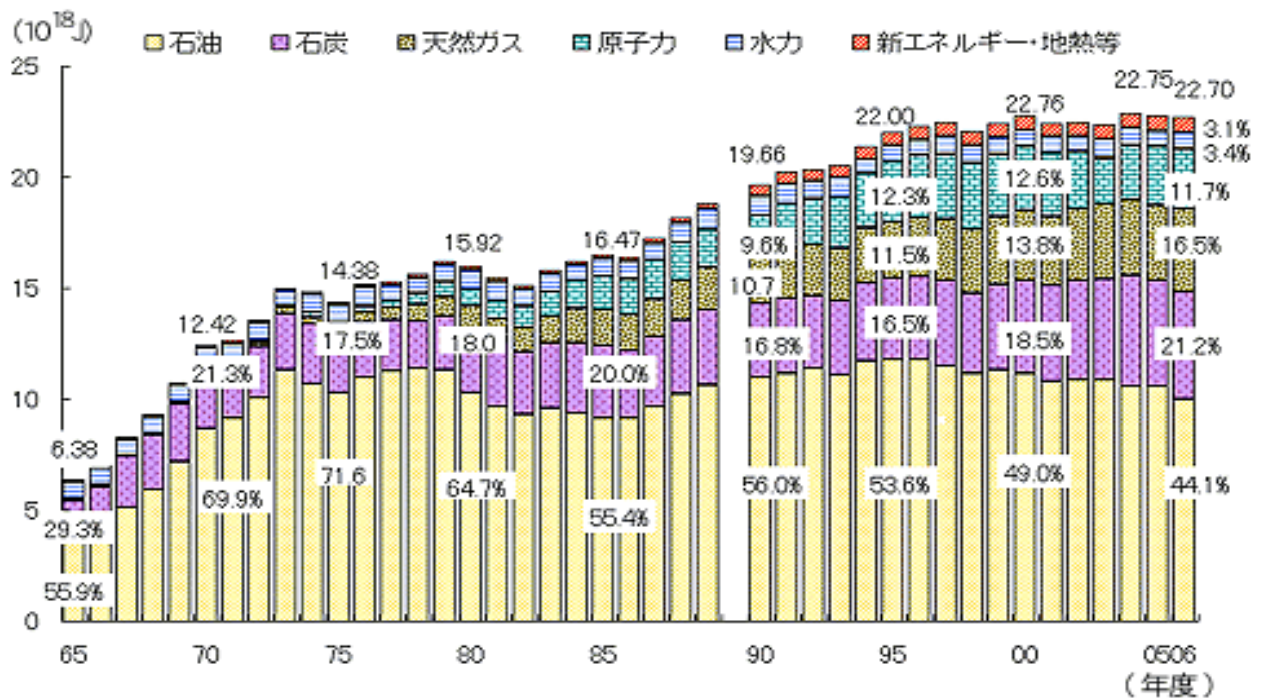


図 12 は、我が国の発電電力量の推移を示したものです。この図からも、発電電力の約 6 割が石炭やLNG(液化天然ガス)等の化石燃料によることが理解できます。町行政の取り組みとしては、限りある資源の有効活用のために、夏はクールビズ、冬はウォームビズを実践、また町の関係する施設においてゴーヤの栽培により「みどりのカーテン」を作成、適正温度を守ることでエネルギー消費削減に努めました。

また、国のグリーンニューディール事業(平成 21 年度)を活用し、保健センターの窓ガラスに断熱フィルムを貼付し冷暖房効率向上を図ると共に、照明器具の約半数を消費電力量の少ないLED照明に取り替え、省エネルギーの実践に努めており、使用電力量及び都市ガス(GHP 冷暖房)の節約に効果があらわれています。

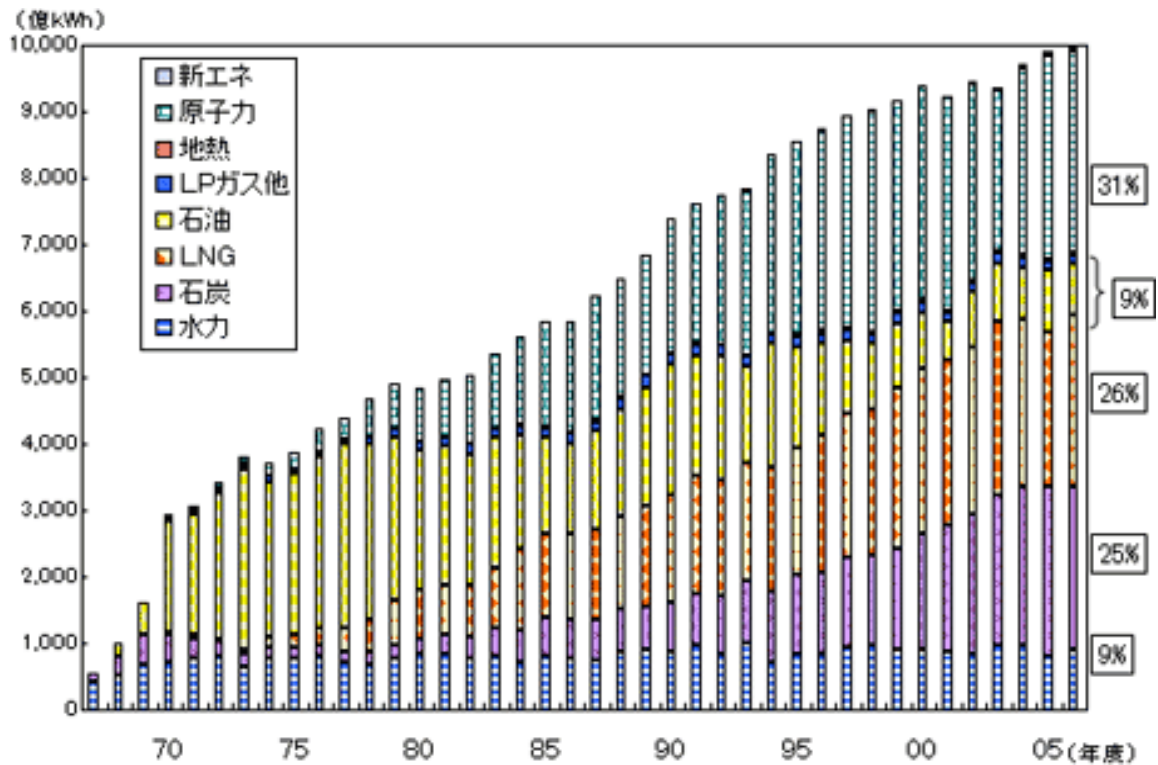
また、役場庁用車にハイブリット車を導入(3 台)し直接的な燃料削減を行っているのははじめ、老朽化した普通自動車の買替を軽自動車にするなど、燃費を重視する試みも進めています。

町連合婦人会ではマイバッグキャンペーン運動を推進し広く町民に周知、省資源化の取り組みを行なっています。

レジ袋削減に関しては、群馬県を中心として全ての市町村及び大手スーパーマーケット事業者並びに消費者団体が参加した「群馬県レジ袋無料配布中止協議会」が設置され、レジ袋の無料配布の中止(必要者には 1 枚 5 円販売)に向けた取り組みが開始されましたが、一部スーパー業者からの反対もあり協議はストップしています。

▼[図 12]我が国の発電電力量の推移（一般電気事業用）

出典：図 11に同じ



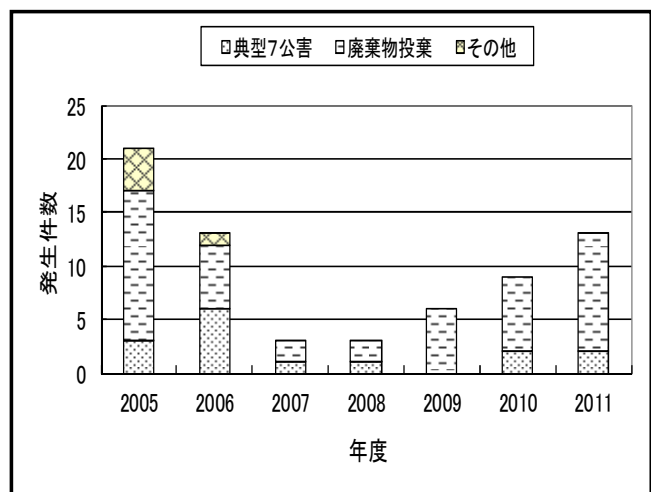
2-6. 景観への取り組み

下仁田町景観条例が平成 24 年 1 月 1 日から施行され、町の良好な景観の保全及び創造すること並びに景観法の施行に関し必要な事項を定めることにより、「町民みんなでのぞむ下仁田の景観」として、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りを持てる下仁田のまちの風景を次世代に引き継いでいくことを目的としています。

2-7. 生活環境への取り組み

生活環境に関する規制などは、主に水質汚濁・大気汚染・震動・騒音・悪臭といった「公害」と呼ばれるものに限られています。図 13 からは、寄せられる苦情等の件数は減少傾向にあるものの、そのほとんどが廃棄物投棄やその他（野焼き等）となっています。

苦情が寄せられた場合には、直ちに現場に赴いて指導（口頭注意や文書交付）しており、野焼き行為は減少にありますが、テレビなどの



▲【図 13】公害・苦情発生件数

不法投棄やポイ捨てなどの迷惑行為については、現行犯による検挙が必要となり

ます。

しかしながら、住所や氏名など投棄した者が特定できる場合（手紙、領収書、写真）には、富岡警察署（下仁田交番）と連携し、検挙するなど迷惑行為の防止に向けた啓発を実施して行きます。

2-8. 環境への意識

環境を良くしていくには、まず私たち一人ひとりが環境に対する意識を高めることが必要であり、同時に自然の環境保護も重要となっています。

当町は地質の宝庫といわれ、日本でも5本の指に入るほど貴重な場所とされています。

特に「跡倉クリッペ」は、日本列島形成に関する多様な地殻変動の痕跡を見ることができ「日本の地質百選※1」にも選定されています。

現在、このような地質群は日本ジオパークにも認定され、今後は世界ジオパークへの認定を目指し、下仁田町自然史館を拠点に取り組みを展開しています。

▼表4 下仁田町地質10選

地質案内板設置箇所	
案内板名称	その内容
①「町は地質研究の宝庫」	下仁田町の地質と地質見学ポイントの紹介
②「青岩と根なし山」	青岩公園の緑色片岩の解説と、南側をとりまく根なし山の紹介
③「跡倉フェンスター（地窓）」	根なし山の底が露出した地窓の案内
④「根なし山のすべり面」	根なし山の移動した低角断層の大露頭の見所を案内
⑤「跡倉礫岩」	広く知られた跡倉礫岩の案内と、基底礫岩としての見方の解説
⑥「地層の逆転」	跡倉上層部に見られる級化、流痕、逆転した地層などの案内
⑦「大北野川の地層案内」	不整合、衝上断層、大断層などの見所の多い大北野川の地質案内
⑧「川井の大断層と下仁田層」	大北野-岩山断層と下仁田層の向斜構造の案内
【西牧地区内: 国道254号線沿い】	
⑨「荒船山の絶壁、鱧岩（ともいわ）」	特異なかたちをした荒船山のおいたち、見所を紹介
【小坂地区内: 中之嶽神社駐車場脇】	
⑩「妙義山の奇岩」	様々な奇岩、複雑な構造の妙義山のおいたちを紹介